

第 4 4 号議案

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 6 月 9 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

平成 2 9 年度夏季休業期間に限り実施する留守家庭児童会における育成料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

芦屋市留守家庭児童会条例（平成15年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（育成料の額の特例）

- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、平成29年7月20日から同年8月31日までの間に限り実施する児童会に入会する児童の保護者が納付しなければならない平成29年7月分の育成料の額は、児童1人につき4,000円とする。この場合において、土曜日の育成を受けさせようとするときは、児童1人につき800円を、時間を延長しての育成を受けさせようとするときは、児童1人につき1,500円をそれぞれ加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

平成29年度夏季休業期間に限り実施する留守家庭児童会における育成料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 平成29年7月20日から同年8月31日までの間に限り実施する留守家庭児童会に入会する児童に係る平成29年7月分の育成料の額について、次のとおり特例を定める。(附則第2項関係)

区 分	児童1人当たりの育成料(月額)
月曜日から金曜日までの育成	4,000円(8,000円)
土曜日の育成	800円(1,600円)を加算
時間を延長しての育成	1,500円(3,000円)を加算

※ ()内は特例を適用しない育成料の額

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

夏季休業期間の留守家庭児童会事業

留守家庭児童会事業に待機児童が生じていることから、その対策として次のとおり、平成 29 年度夏季休業期間に限り留守家庭児童会を開設する。

今回の事業は、幼稚園の空き教室を活用し、運営は事業者に委託して実施する。

- (1) 開設期間 平成 29 年 7 月 20 日（木）～ 8 月 31 日（木）
※日曜日及び祝日並びに 8 月 12 日～ 16 日は除く。
- (2) 開設時間 ①月曜日から金曜日までの育成：午前 8 時～午後 5 時
②土曜日の育成：午前 9 時～午後 5 時
③時間を延長しての育成：午後 5 時～午後 7 時
※土曜日の延長育成は行わない。
- (3) 開設場所 精道幼稚園（芦屋市川西町 1 1 番 1 0 号）
- (4) 定員 35 人
- (5) 対象児童 本事業受付開始時に本市留守家庭児童会事業において待機となっている児童。ただし、定員に空きがある場合は夏季休業期間に育成の必要があると認められる 1 年生から 4 年生までの児童も対象とする。

- (6) 育成料

月曜日から金曜日までの育成	7 月	4,000 円
	8 月	8,000 円
土曜日の育成	7 月	800 円
	8 月	1,600 円
時間を延長しての育成	7 月	1,500 円
	8 月	3,000 円

- (7) 保険料 500 円
- (8) 実費 (7 月) 1,000 円, (8 月) 2,000 円
- (9) 申請時期 7 月初旬（予定）

芦屋市留守家庭児童会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 <u>(育成料の額の特例)</u></p> <p>2 <u>第6条第2項の規定にかかわらず、平成29年7月20日から同年8月31日までの間に限り実施する児童会に入会する児童の保護者が納付しなければならぬ平成29年7月分の育成料の額は、児童1人につき4,000円とする。この場合において、土曜日の育成を受けさせようとするときは、児童1人につき800円を、時間を延長しての育成を受けさせようとするときは、児童1人につき1,500円をそれぞれ加算する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p>